群会議の話題

東京土建小平東村山支部　187-0042　小平市仲町381
TEL.042-342-2846　FAX.042-342-2848

小平市・東村山市燃料費補助金の相談会を実施します

燃料費の高騰を受け、小平市・東村山市で燃料費の補助金が創設されました。支部では「申請方法がわからない」仲間をサポートする、相談会を実施します。

小平市の事業者で、燃料費をクレジットカード払いしている場合、10月31日までに一度申請する必要があります（別途、有効な領収書を発行している場合は別）。

◆相談日程　受付枠に限りがございますので、お早めにご予約下さい。

【日　程】１０月１７・１８・１９・２４・２５・２６日

【時　間】14時～19時30分　※24日のみ16時30分まで

※全日程、完全予約制　☎０４２－３４２－２８４６まで

予約がない場合の対応は致しかねますので、ご注意下さい。

◆必要書類

小平市、東村山市で必要書類が異なります。今月配布のチラシや市のホームページを確認して下さい。不明な点は支部事務所へお問合せ下さい。

◆他市に事業所がある方

西東京市、東久留米市、清瀬市、武蔵村山市など近隣市でも同様の制度を実施中です。ご不明な点など他市の制度についても相談に乗りますので、お問合せ下さい。



◆【注意】補助金は申請しなければ給付されません！

小平市の「感染防止協力金（虹色ステッカーの給付金）」の申請事業者は、申請しなくても補助金がもらえる」という噂がひろまっていますが、間違いです！申請しなければ、補助金は給付されません。

陳情が採択！私たちの要求が届く

8月に署名を取り組んだ「引き続き中小零細事業者への支援策を求める」陳情が東村山市議会にて採択され（小平市は配布のみ）、私たちの切実な要求が届きました。

ご協力ありがとうございました。

東京土建国保料減免制度

申請期限（11月14日・17時まで）が迫っています！

減少率の確認などの詳細は4面もしくは支部のホームページをご確認下さい。

申請はお早めに！

2022年度 東京土建国保の保険料減免

昨年に続き、コロナウイルスの影響等により、収入が減少した方などに対して、保険料の減免を行ないます。

2021（または2019）年の収入と比較し、今年の**収入見込みが30%以上減少**する方は保険料が減免されます。

減免月数（最大4か月分）は収入の減少率に応じて決定されます。下記の計算式で確認していただき、該当する場合は支部事務所まで申請をお願いします。なお、**申請の期限は11月14日(月)17:00**までとなります。

①2021年と2019年の収入	【A（2019年）＿＿＿＿円】										
②2022年の収入見込みの計算 ※経過した月のみ算入できます	22年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	
	連続した6か月分を合計して2倍します	（［　　］＋［　　］＋［　　］）×2＝【B　　円】									
③引き算します	A－B＝【C　　円】　※必ず2021年のAから先に計算してください。										
④減少率の計算	C÷A×100【D＝　　%】 ←Dが30%以上になれば減免申請ができます。2021年のAを使って30%以上にならなかった方は、2019年のAを使って再度計算してください。										
⑤申請に必要なもの【事業収入のある方】	1、令和3（2021）年の収入がわかるもの【課税証明書・住民税の納税通知書】 2、2022年の収入が確認できる書類【売上台帳・請求書など】【確定申告書など】 3、令和1（2019）年の収入がわかるもの【確定申告書など】 ※3は2019年の収入と比較する方のみ必要です										
⑤申請に必要なもの【給与等の収入の方】	1、令和3（2021）年の収入がわかるもの【課税証明書・住民税の納税通知書】 2、2022年の収入が確認できる書類【給与明細・賃金台帳など】 3、令和1（2019）年の収入がわかるもの【課税証明書・住民税の納税通知書】 ※3は2019年の収入と比較する方のみ必要です										

現在の情勢

《10月値上げ、家計と仕事をさらに圧迫》

帝国データバンクによると、10月だけで食品は、再値上げも含めると6532品目以上が値上がりし平均値上率は14％と予定されています。

さらに賃金に比例する雇用保険料も値上げ、75歳以上の後期高齢者の医療費も、これまで原則１割だった窓口負担が、一定以上の所得がある人は２割負担と倍になりました。

10月より最低賃金は全国平均930円から961円（東京都1,041円から1,072円）と31円引き上げられますが、物価上昇には追い付いていません。民間調査会社の調べでも、今後も資源高や円安が続けば、家計への負担増は１世帯あたり年間８万円を超えると試算しており、これまでも８割を超える企業が「原材料の値上げを価格に転嫁できない」と回答。物価上昇→家計節約（圧迫）→賃金減少の悪循環、デフレスパイラルによる景気悪化は深刻な状況です。

世論調査でも政府に求める対策では「消費税の減税」が31％とトップで、「コロナ対策と同様の給付金支給」は8％に留まり、給付金よりも消費税減税を求める声は高まっています。年収400万円代の世帯では年間の消費税負担は約21万円です。消費税率を５％に引下げれば、約10万円の減税となり家計への圧迫も軽減できます。今こそ政府は消費税を５％に下げて消費を底支えし景気回復させるべきです。

９月の取り組み

9月20日小平総行動主催の小平市長懇談が行われ、東京土建からは建設業の現状を訴え改めて地域中小事業者へ対する支援策を求めました。27日、建設アスベストシンポジウムを78人の参加で開催、規制強化への対策と問題、改めて市に対して助成金の創設を求めました。

野丁場の職長を中心に組織するＰＡＬの会にてバーベキュー大会を24人の参加で開催し交流を深めました。青年部では多摩北ブロック支部間交流を兼ねてバーベキュー大会を開催、支部より12人が参加し全体では17人でした。

また、けやきの会では、ピースウォーキングを14人の参加で開催、「登戸研究所資料館」にて戦争の悲惨さを学びました。

事務所の平日休業

◆11月書記局会議　11月1日（火）
終日事務所を閉めさせていただきます。午後からは職員中心に電話対応させていただきます。

無料法律相談

日時…10月26日（水）13時30分～
場所…支部事務所　※電話で要事前予約です。

本部無料経営相談

日時…10月20日（木）
11月17日（木）10時～
会場…東京土建本部　※電話で要事前予約です。

駅頭宣伝行動

◆消費税駅宣 小平駅
◆憲法駅宣 小平駅
10月24日（月）17時～18時
11月9日（水）12時～13時

今月の配付資料

◆群会議の話題※本紙・・・・・・・・・・・・・・・・全数
◆小平東村山・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・全数
◆分会新聞※該当分会のみ・・・・・・・・・・・・・全数
◆財務省予算要求ハガキ・趣旨説明書・・・・・・・全数
◆保険証マイナンバー一体化反対署名・・・・・・・全数
◆小平・東村山燃料費補助金チラシ・・・・・・群５枚
◆各種共済制度推進チラシ・・・・・・・・・・・群５枚
◆共済５組合キャンペーンチラシ・・・・・・・群５枚
◆けやきの会「秋の親睦旅行」チラシ・・・・群５枚
◆ＢＢＱだよ！全員集合チラシ・・・・・・・・群３枚
◆石綿含有建材調査者チラシ・・・・・・・・・群３枚
◆支部集団健康診断チラシ・・・・・・・・・・・群３枚
◆仲間の作品コンクールチラシ・・・・・・・・・群３枚
◆主婦の会「バスレク」チラシ・・・・・・・・・群３枚
◆日本母親大会チラシ・・・・・・・・・・・・・群２枚
◆じん肺・アスベスト根絶求める署名・・・・・群１枚
◆いわき市民訴訟公正判決求める署名・・・・・群１枚

本部「けんせつ10日号」について

本部機関紙「けんせつ（10日号）」は毎月の群会議で全組合員へ配布してきましたが、９月より事業所向けの内容に変更された為、今後の配布方法については検討します。

尚、バックナンバーについては本部ホームページ（下記のQRコード）からダウンロードが可能ですので、是非ご利用下さい。

支部からのお知らせ

秋の仲間づくりキャンペーン あなたの仲間を紹介して下さい！

８月25日～10月31日まで秋の仲間づくりキャンペーンを実施中です。キャンペーン期間中のご紹介者様と加入者様にQUOカード（500円分）をプレゼント中です。



あなたの周りで東京土建に興味を持っている仲間はいませんか？東京土建に入るなら、今がチャンス！

【重要】ハガキ要請行動にご協力下さい

厚生労働省が、財務省へ提出した2023年度の概算要求では、2022年度比24.6億円の増加となり、概算ベースで国庫補助現行水準を確保することができました。10・11月は、今年度最後の財務省宛てハガキ要請行動に取り組みます。厚生労働省の概算要求が減額されない為にも、たくさんのハガキで国保組合予算の現行水準確保を訴えることが重要です。



秋の集団健康診断

下記の日程で開催されます。今月配布のチラシまたはホームページから、お申し込み下さい。組合未加入者の方の受診も可能ですので、お近くに健診受診希望の仲間がいましたら、お声掛け下さい。

東村山会場

日程	会場	申込〆切
10月30日	北多摩生協診療所	10月20日

小平会場

日程	会場	申込〆切
11月20日	みその診療所	11月10日

働き方改革2024年問題対策セミナー

2019年4月から「働き方改革関連法案」が施行され、有給休暇の付与義務や時間外労働の罰則つき上限規制が始まっています。現在、建設業は規制対象外となっていますが、2024年4月からは規制の適用が開始されます。

建設業は「土曜日就労」が多い為、週40時間労働の枠を超えやすく、このままでは高額な残業代が発生する恐れがあります。労働時間の管理や残業代の計算・支払いへの対応が迫られることから、下記日程で「働き方対策対応セミナー」を開催します。Web（オンライン）での参加も可能ですので、この機会に対策を学びましょう。

【と　き】11月18日（金）
11月25日（金）
12月2日（金）の全3回講習
※いずれも19：00～21：00
【講　師】高田聡史　社会保険労務士
【お申込】支部事務所まで、お問合せ下さい。

ＬＩＮＥ登録キャンペーン2

昨年から始まった、支部の公式ＬＩＮＥアカウントは、月2回お得な情報をタイムリーに配信しています。９～１１月まで、アップルウォッチやダイソン（空気清浄機付ファンヒーター）、ケルヒャー（スチームクリーナー）など、豪華景品が当たる登録キャンペーンを実施中！総勢50名に景品が当たります。

LINE 登録　お友達登録＆応募は1分程度で完了します。この機会を絶対にお見逃しなく！

なお、すでに登録済の方も参加可能です。お見逃しなく！